

18生福 第3095号

平成18年 8月11日

(電子メール施行)

各市町村介護保険担当課長 様

福島県生活福祉領域介護保険グループ参事

(公 印 省 略)

地域密着型サービスの利用について (通知)

このことについて、あらためて下記のとおりお知らせいたしますので、適正な事務処理について御配慮願います。

なお、各地域密着型サービス事業所あて別紙写しのとおり通知しましたのでお知らせします。

記

地域密着型サービスは、原則として事業所所在の市町村の被保険者のみがサービス利用が可能とされ、事業所所在の市町村の同意を得た上で、他市町村が事業所の指定を行った場合にのみ、当該市町村の被保険者もサービス利用が可能となり、指定を受けていない市町村の被保険者がサービスを利用した場合には介護給付の対象とはなりません。

また、他市町村のみなし指定の適用を受ける地域密着型サービス事業所にあっては、平成18年3月31日(認知症対応型通所介護事業所の場合は平成18年3月中。)においてサービスを利用している他市町村の被保険者に限り、他市町村のみなし指定の効力が及ぶものであり、平成18年3月31日(認知症対応型通所介護事業所の場合は平成18年3月中。)においてサービスを利用していない他市町村の被保険者が利用するためには、事業所所在の市町村の同意を得た上で、他市町村から新たな指定を受ける必要があります。

県内では、依然として指定日を遡って指定するケースが散見されますが、そういった処理は適正ではなく、指定を受けていない市町村の被保険者に対して地域密着型サービス事業所がサービスを提供した場合には、利用したサービスに対する介護給付費が支給されず、利用者は全額自費で利用することとなりますので御留意願います。

各市町村におかれましては、貴市町村に所在する事業所及び貴市町村において指定している事業所に対し、地域密着型サービスの仕組みについて、再度周知徹底をお願いします。

(事務担当 生活福祉領域介護保険グループ 主事 馬場 電話 024-521-7746)



18生福 第3095号

平成18年 8月11日

各地域密着型サービス事業所管理者 様

福島県生活福祉領域介護保険グループ参事

(公 印 省 略)

地域密着型サービスの利用について (通知)

このことについて、平成18年4月から地域密着型サービスが創設され、地域密着型サービス事業所の指定・監督は市町村が行うこととなったところですが、あらためて下記のとおりお知らせいたしますので、適正な運営について御配慮願います。

記

地域密着型サービスは、原則として事業所所在の市町村の被保険者のみがサービス利用が可能とされ、事業所所在の市町村の同意を得た上で、他市町村が事業所の指定を行った場合にのみ、当該市町村の被保険者もサービス利用が可能となり、指定を受けていない市町村の被保険者がサービスを利用した場合には介護給付の対象とはなりません。

指定を受けていない市町村の被保険者に対して地域密着型サービス事業所がサービスを提供した場合には、利用したサービスに対する介護給付費が支給されず、利用者は全額自費で利用することとなりますので御留意願います。

なお、他市町村のみなし指定の適用を受ける地域密着型サービス事業所にあっては、平成18年3月31日（認知症対応型通所介護事業所の場合は平成18年3月中。）においてサービスを利用している他市町村の被保険者に限り、他市町村のみなし指定の効力が及ぶものであり、平成18年3月31日（認知症対応型通所介護事業所の場合は平成18年3月中。）においてサービスを利用していない他市町村の被保険者が利用するためには、事業所所在の市町村の同意を得た上で、他市町村から新たな指定を受ける必要がありますので、みなし指定の適用を受ける事業所におかれましては、特に御留意いただくようお願いいたします。

(事務担当 生活福祉領域介護保険グループ 主事 馬場 電話 024-521-7746)